

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(宛先) 流山市長

届出者 住所
氏名

都市計画法第 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- ☐ 土地の区画形質の変更
☐ 建築物の建築又は工作物の建設
☐ 建築物等の用途の変更
☐ かき又はさくの設置
- について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 流山市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m^2		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	☐ 建築物の建築 ☐ 工作物の建設 ☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 移転		
	(ロ) 設計の概要	届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計
	(i) 敷地面積			m^2
	(ii) 建築又は建設面積	m^2	m^2	m^2
	(iii) 延べ面積	m^2	m^2	m^2
	(iv) 高さ	地盤面から m		
	(v) 用途			
	(vi) 容積率	%		
	(vii) かき又はさくの設置	☐ 設置あり () ☐ 設置なし		
(3) 建築物等の用途の変更		(イ) 変更部分の延べ面積 m^2	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途

連絡先 氏名 _____

Tel _____

備考

1. この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに都市計画課へ2部提出してください。
2. 該当する事項にチェックし、その他必要な事項を記入してください。
3. 行為の場所は、地番又は枝番まで明確に記入してください。
4. この届出書には、次の図書を添付してください。

☐①事前協議了承書又は事前説明報告書（添付が必要な地区は下表を参照）

☐②委任状（代理人による申請の場合）

☐③添付図書（別紙『行為ごとの添付図書』を参照）

☐④その他参考となるべき事項を記載した図書（必要がある場合）

☐⑤既存土地確認依頼書（建築物の敷地面積の最低限度の緩和を受ける場合）

※建築物の敷地面積の最低限度を下回る場合であっても、建築物の建築等が認められることがあります。また、緩和を受ける事由により必要となる書類が異なります。詳細については、市に確認してください。

☐⑥同意書（任意提出。必要に応じて提出を求める場合があります。）

表

1. 『事前協議了承書』が必要な地区

あ ☐江戸川台西2丁目地区 ☐江戸川台西4丁目地区

☐江戸川台東1丁目地区 ☐江戸川台東2丁目地区

☐江戸川台東3丁目地区 ☐江戸川台東4丁目地区

☐オークタウン江戸川台地区

か ☐北団地地区

さ ☐諏訪の森団地地区 ☐星和江戸川台地区

た ☐第一住宅初石団地地区 ☐東映団地地区

な ☐西初石5丁目地区 ☐西初石6丁目地区 ☐野々下みどり台地区

ま ☐松ヶ丘地区 ☐宮園地区

わ ☐若葉台地区

2. 『事前説明報告書』が必要な地区

か ☐駒木台第二自治会地区

ま ☐南柏本州団地地区

別紙 行為ごとの添付図書

行為	図書	内容	縮尺	確認
土地の区画形質の変更	位置図	行為の場所を表示した図面	1/2,500程度	☐
	区域図	当該行為を行う土地の区域及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面	1/1,000以上	☐
	求積図	当該行為を行う土地の区域面積の根拠となる図面	☆	☐
	設計図	構造及び断面等の設計内容を示した図面	☆	☐
建築物の建築又は工作物の建設	位置図	行為の場所を表示した図面	1/2,500程度	☐
	求積図	敷地面積、建築面積及び延べ床面積の根拠となる図面	☆	☐
	配置図	敷地内内における建築物又は工作物の位置を表示した図面	1/100～1/300程度☆	☐
	平面図	建築物のあつては各階平面図	1/100☆	☐
	立面図	2面以上で、最高高さを明示	1/100☆	☐
建築物等の用途変更	「建築物の建築又は工作物の建設」と同じ			☐
建築物等の形態又は意匠の変更	「建築物の建築又は工作物の建設」と同じ			☐
木竹の伐採の場合	「土地の区画形質の変更」と同じ			☐

☆図面の縮尺は、A3版に納まる程度の縮尺としてください。敷地状況等によりA3版に納まらない場合は、必要事項が読み取れるよう適宜、縮尺を調整してください。

※「壁面の位置の制限」がある地区計画区域においては、配置図等に壁面後退線を明記してください。

※「かき又はさくの構造の制限」がある地区計画区域においては、制限に抵触していないことがわかるように、配置図等に外構の位置・寸法等の情報を明記してください。また、かき又はさくの設置がない場合でも、設置がない旨を配置図等に明記してください。